

被害者支援とカウンセリング

京都犯罪被害者支援センター理事・臨床心理士

山本 陽子



臨床心理士である私が犯罪被害者支援に携わるようになったのは、当センターから犯罪被害者の方々のカウンセリングを通じた心理的援助を依頼されるようになった2012年からです。

カウンセリングという作業は、ここに負ってしまった傷を癒やすため、また傷つきに苦しめられた自分、苦しんできた自分を、こころの内側に納得して収まるようにしていく作業です。

私たち人間が生きているということは傷つきの連続だと思います。それでもその傷つきは本来人間が持っている『自己治癒力』により癒されることができます。また傷つきに勝る喜びの体験が出来たりして、何とか傷つきを自分のこころの内に収めることができるようになり、生きていけるのだと思います。しかし犯罪被害者の方々の傷つきは、ある日突然、いわれの無いところ、予期しないところからいきなり暴力的・破壊的行為を受け、こころの内側に『悪』が侵入して来る(身体的・物理的な暴力も伴って)という、とても理不尽なものです。その傷つきにより、それまでの自分(時には大切な人)を喪失してしまい、それまでの生活(人生)がまったく違ったものになってしまいます。こころの内側もその暴力的な侵入者にとりつかれてしまい、傷が心の深いところに巣くってしまうこともありま

す。体験そのものはなかったことにはならないし、時が解決しうるものではないと思います。そこから本来の自分をどう取り戻していくのか?被害を経験した自分を、どう自分の心の内側に収めていくのか?この作業を援助する一つが心理的支援・カウンセリングではないかと考えています。傷つきを抱えてそれに取り組むのはとても大変で、エネルギーがいることだと感じています。誰かに話せるようになるのに長い時間のかかる方もおられます。誰でもが話せるようになるわけではありません。そしてこのカウンセリングという支援が被害者のすべての方々にとって有益なものになるとも限りません。それでも私は臨床心理士としてカウンセリングを通して被害者の方々のお話をお聴きし、傷つきからの回復作業に取り組まれるのを少しでもお手伝いができる有益な支援員になれるようにと思い、日々研鑽を積んでいきたいと思っています。

被害者支援という仕事は、相互扶助ではないかと思っています。誰がいつ被害者になるかもしれません。その時には支援を望むだろうし、望めるような支援体制が整っていて欲しいと思います。そのために「被害者支援」と言う活動を社会で広めるための広報活動に力を入れ、誠実なボランティア、有益な支援員の育成に努めていく必要を強く感じています。



令和3年6月19日、交通安全会館2階「会議室」にて令和3年度定時社員総会が開催され、令和2年度事業報告、決算報告及び監査報告が審議され承認されました。また、令和3年度事業計画、予算を報告しました。

令和2年度事業報告（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

1. 相談事業

- 電話相談 京都：238日 ほくぶ相談室：92日
合計753件（メール含む） 電話727件、メール26件
京都市犯罪被害者総合相談窓口 075-451-7830 258件
犯罪被害者サポートダイヤル 0120-60-7830 360件
犯罪被害者サポートダイヤルほくぶ相談室 0120-78-3974 109件
- 面接相談 243件
京都：238件 内カウンセリング111件、法律相談2件
ほくぶ相談室：5件 内カウンセリング0件

2. 直接支援事業

- 合計504件 京都：478件 ほくぶ相談室：26件
警察からの情報提供 32件（平成15年度からの累計287件）

3. 広報啓発事業

- 京都ホンデリングプロジェクト ○会報紙の発行59・60・61号 ○手記集「ともしび」第7集発行
- 広報啓発物作成 ○ホームページ更新
- いのちを紡ぐ週間（5月21日～5月27日）※行事中止
- 犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）における活動
犯罪被害者支援啓発パネル展示11/27
ゼスト御池に於いてパネル展示11/24～11/27
- 第21回犯罪被害者支援京都フォーラム ※行事中止
- 講師派遣（7名、7ヶ所、延べ19回）
京都拘置所、京都刑務所、京都家庭裁判所、京都弁護士会、京都府上京警察署、京都ノートルダム女子大学、京都新聞社
- 大学との連携（講師派遣）
京都ノートルダム女子大学（現代人間学部心理学科）

4. 調査研究及び研修事業

- 月例研修会・期別研修会
月例研修会（1～22期生及び北部1～5期生）：
電話での出会い・関わり／発達障害と犯罪被害－「孤立」が深める犯罪被害をどう考えるか－／DVの基礎知識－電話相談でDVを見逃さないために－／交通犯罪の被害者／センター外研修参加者による報告会／18歳年齢引き下げ改正少年法に望むこと／京都アニメーションの支援について／犯罪被害者講演会－途切れない支援の重要性
期別研修会（21～22期生及び北部5期生）：
被害者の理解／直接的支援の流れ／ロールプレイ／裁判傍聴等／電話相談の記録の取り方／今後の流れ・電話相談について
- スキルアップ研修 ※中止
- ボランティアの募集及び事前研修会（23期生：1月29日～3月5日）
被害者支援の歴史と現状／性暴力被害者への支援／検察官の業務と被害者支援／刑事手続における被害者のための制度／京都犯罪被害者支援センターについて／被害者の声を聴く／被害を受けた人の心理／警察の被害者支援／DV・虐待について／被害者支援に携わる人々の問題／行政との連携／交通犯罪の被害者
- 外部研修への参加
全国犯罪被害者支援フォーラム及び秋期全国研修 ※参加取り止め
質の向上研修近畿ブロック上半期（おうみ犯罪被害者支援センター）・下半期（紀の国被害者支援センター） ※中止
直接的支援実地研修（被害者支援都民センター） ※参加取り止め



5. 会議等

- 定時社員総会 6/13 ○理事会（計6回） ○運営委員会（計9回）
- 全国被害者支援ネットワーク近畿ブロック事務局長会議 10/19
- 京都府及び市町村・その他
 - 4月 京都府犯罪被害者サポートチームコーディネーター会議（7・1月）
 - 7月 宇治市防犯推進計画改定委員会（8・10月）
 - 9月 京都市生活安全施策審議会（12月）、京都府犯罪被害者等施策市町村担当者研修（10月）、日本財団預保納付金説明会
 - 3月 京都弁護士会との意見交換会、京都府暴力追放運動推進センター臨時評議員会

6. 京都市、京都府及び市町村関係行事等

- 11月 生命のメッセージ展

7. その他

- 7月 京都犯罪被害者支援センター犯罪被害者支援功労者表彰

令和3年度事業計画（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

1. 相談事業（ほくぶ相談室共通事業）

- 電話相談
 - 京都市犯罪被害者総合相談窓口 075-451-7830
 - 犯罪被害者サポートダイヤル 0120-60-7830
 - 月～金 13:00～18:00（祝・休日、8/12～8/16、12/28～1/4を除く）
 - 犯罪被害者サポートダイヤルほくぶ相談室 0120-78-3974
 - 月・木 12:00～16:00（祝・休日、8/12～8/16、12/28～1/4を除く）
 - 犯罪被害者等電話サポートセンター
（全国共通ナビダイヤル） 0570-783-554
 - 7:30～22:00（12/29～1/3を除く）※当センター相談時間内は、京都市犯罪被害者総合相談窓口につながる。
- 面接相談 必要により初回面接の上、専門相談や直接的支援の実施

2. 直接支援事業（ほくぶ相談室共通事業）

- 訪問、傍聴付添、代理傍聴、その他の付添、電話による情報提供、通訳対応、犯罪被害者等給付金の申請補助

3. 広報啓発事業

- 街頭啓発活動、ホンデリングの取り組み及び犯罪被害者支援自動販売機設置、教育機関における啓発活動、いのちを紡ぐ週間における啓発活動、犯罪被害者週間に関連する活動、犯罪被害者支援京都フォーラムの開催、講演会の開催、学生との連携、他機関への講師派遣、会報紙、手記集の発行、ホームページ運用、ボランティア募集、北部地域5市2町担当者懇談会、SNSの活用

4. 調査研究及び研修事業

- 新規ボランティア募集及び事前研修会の実施
- ボランティアに対する月例研修会、期別研修会等の実施

5. 会議等

- 定時社員総会 ○理事会 ○運営委員会

6. その他

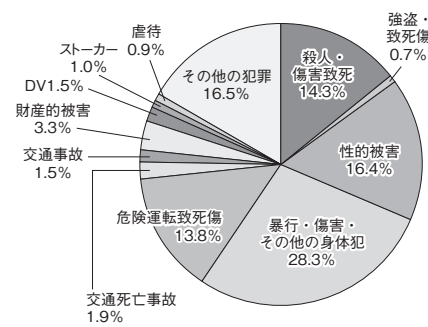
- 全国被害者支援ネットワーク主催のフォーラム、研修会、会議等
- 京都府犯罪被害者支援連絡協議会総会、分科会
- いのちを考える教室
- 犯罪被害者等施策市町村担当者研修



被害内容別支援活動状況

	電話相談(手紙等含む)	直接的支援	面接相談	合 計
殺人・傷害致死	109	82	23	214
強盗・致死傷	9	1	1	11
性的被害	122	65	59	246
暴行・傷害・その他の身体犯	181	122	121	424
危険運転致死傷	3	192	12	207
交通死亡事故	14	10	4	28
交通事故	11	9	2	22
財産的被害	39	2	9	50
DV	13	4	6	23
ストーカー	11	4	0	15
虐待	10	3	0	13
その他の犯罪	231	10	6	247
合 計	753	504	243	1500

被害内容別支援活動状況



(うち京都市関連支援件数 51件)

面接内容別件数

(件数)

インテーク面接	42
カウンセリング	111
その他の面接相談	88
法律相談	2
合 計	243

直接的支援内容別件数

(件数)

警察関連支援	8
裁判関連支援	162
検察庁関連支援	2
弁護士法律相談付添	51
行政窓口等への付添	5
病院・カウンセリング付添	19
自宅等訪問	16
その他	241
合 計	504

貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

科 目	令和2年度
I 資産の部	
1. 流動資産	4,113,426
2. 固定資産	203,053,590
資産合計	207,167,016
II 負債の部	
1. 流動負債(未払金・前受金・預り金)	1,604,149
負債合計	1,604,149
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	200,000,000
(うち基本財産への充当額)	200,000,000
2. 一般正味財産	5,562,867
正味財産合計	205,562,867
負債及び正味財産合計	207,167,016

正味財産増減計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

科 目	令和2年度
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	20,541,534
① 受取会費	4,734,000
② 受取補助金等	11,486,587
③ 受取寄付金・利息収入等	4,320,947
(2) 経常費用	19,909,924
① 事業費	16,315,310
② 管理費	3,594,614
当期経常増減額	631,610
2. 経常外増減の部	
当期一般正味財産増減額	631,610
一般正味財産期首残高	4,931,257
一般正味財産期末残高	5,562,867
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	200,000,000
指定正味財産期末残高	200,000,000
III 正味財産期末残高	205,562,867

収支予算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

科 目	令和3年度
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	20,609,000
① 受取会費収入	4,634,000
② 受取補助金等収入	11,882,000
③ 受取寄付金・利息収入	4,093,000
(2) 経常費用	22,702,000
① 事業費	19,196,000
② 管理費	3,506,000
当期経常増減額	△ 2,093,000
2. 経常外増減の部	
当期一般正味財産増減額	△ 2,093,000
一般正味財産期首残高	1,800,000
一般正味財産期末残高	△ 293,000
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	200,000,000
指定正味財産期末残高	200,000,000
III 正味財産期末残高	199,707,000

* 令和3年5月末会員数

正会員	255 名	賛助会員	個人 359 名
			団体 44
			法人 55



被害者支援者になって

令和3年5月、22期生7名、北部5期生1名の方々が新しく「被害者支援者」に認定され、フレッシュな仲間を迎えました。今回も「被害者支援者になって」というテーマで、ご自身の思いを語っていただきました。

※「被害者支援者」とは、当センターで電話相談等を担当するための研修を修了された方です。

私は犯罪被害が潜在化するケースを、実際に目の当たりにしたことをきっかけに、当センターのボランティアに応募いたしました。この度、被害者支援者となりました。被害の潜在化の防止に資するために、安心して相談できる場所があるということを広めるべく、広報活動にも積極的に関わらせていただきたく考えております。慣れないうちにご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご指導よろしくお願いいたします。(S.K)

約2年間に及んだ事前研修を終え、やり遂げられたことにまずはホッとしています。まだまだ誰かの助けとなれるような力はありませんが、個人的内面レベルでは大きく成長できたと断言できます。これを生かせるよう、不器用ながらも、KVSCの中でも、日常生活でも、日々精進していきたいと思っています。(K.K)

私がこのボランティアに応募したのは、犯罪被害は他人事ではないと思ったからです。誰もが加害者／被害者になり得るからこそ、相互の支え合いが必要です。そのため、簡単なボランティアではありませんが、この活動に携われることの意味は大きいと思っています。今年はあまり電話相談の活動に参加できないかもしれませんが、月例研修などを受けて被害者支援者という立場として研鑽を続けていきたいです。(H.K)

この度、無事に研修を終え被害者支援者となりました。電話相談での支援は初めてですので、自分にとっては大きなチャレンジです。うまく対応できず、不甲斐ない思いをすることがあろうかと思っています。しかし、自分がこの働きを志望した時の気持ちを胸に刻みつつ、諸先輩方に見守って頂き、ご指導を賜りながら、励みたいと思います。(M.N)

私は犯罪被害を経験したことがあります。なので被害を受けられた方の気持ちや、その方の周りに及ぼす影響など、分かっているつもりでした。

しかし研修を受けていくたびに、私の経験でどれほどのことができるのか、はなはだ気弱になってきました。

ただ、被害を受けた方々がいつかその経験を糧にして、ご自分の人生を前向きに生きていけるような気持ちやビジョンを持って対応することはできます。ささやかではありますが、対応に当たらせて頂きたいと思っています。(M.N)

長期にわたり研修を授けていただき、被害者支援者となれたことに感謝します。

研修で被害者家族のお話を聞いた時は、あまりの悲痛さに自分が非力であることを強く感じさせられました。その一方で、被害の程度に関わらず誰もがいずれは悲しみを受けとめ元に戻っていく力を持っていると確信に近い気持ちもあります。その過程に心を込めて寄り添っていきたいと思います。(Y.H)

退職後、知人から犯罪被害者支援研修会に参加の誘いがあり、事前・期別研修を受け、今年の5月から被害者支援者として活動をさせていただくことになりました。犯罪被害者の方から、ある日突然、犯罪に巻き込まれる理不尽な思いを聞き、身に詰まる思いがしました。被害者の方に寄り添う支援ができるよう、これからも研修に努めていきたいです。(T.M)

被害者支援の勉強を始め、皆さんと出会い多くのことを学ぶことができました。人は人とのつながりの中で、チャンス、夢、つながり、いきがいと共に一歩を踏み出すことができます。そんな大きな大切な一歩の為に、声なき声を聴く人でありたいと思っています。皆様と共に、様々なことを学びつつ、未熟者ですがどんな時も人の心に寄り添いつつ、私自身も日々、穏やかな気持ちで人と接し成長していきたいと思っています。(R.Y)



功労者表彰

令和3年6月19日、定時社員総会の席上、犯罪被害相談員・犯罪被害者直接支援員の五井武男氏が長年にわたる功労が認められ、当センター表彰規程第2条第2項の規定に基づき犯罪被害者支援功労者表彰を授与されました。

五井氏は、平成20年度ボランティア11期として活動を始められ、誠実な電話応答はもとより地元図書館に「ともしび」が配架できるよう尽力されるなど意欲的な広報

活動等を行ってこられました。

今回の表彰は、五井氏のこのような長年にわたる地道な活動が高く評価されたものです。



温かいご支援ありがとうございます

< 令和3年3月1日～令和3年5月31日 >

会費及び寄付を頂戴した方々を謹んでご報告申し上げます。なお、記載漏れ等がありましたら、お手数ですが事務局までご一報いただきますようお願いいたします。また、お名前の記載を望まれない方は、お申し出ください。

(順不同・敬称略)

会費納入者

【正 会 員】

185名

【個人賛助会員】

216名



【団体賛助会員】

33団体

【法人賛助会員】

48団体



寄 附 者

【個 人】18名

【団 体】7団体

【寄附型自動販売機】

21団体

◆会員になってください◆

一緒にセンターを支えてくださる会員を募っています。

正 会 員

年会費 5,000 円

賛助会員

個人会員年会費 1 □ 3,000 円

団体会員年会費 1 □ 3,000 円

法人会員年会費 1 □ 30,000 円

当センターへの賛助会員の会費・寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。ご不明な点は事務局までお問合せください。

◆ご寄付をお願いします◆

金額や口数に関係なく随時受け付けています。

次のいずれかの口座にお振込ください。(振込手数料のご負担をお願いします)

振込口座：京都銀行 府庁前支店（普通）3939038
口座名義：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
理事長 山下俊幸（ヤマシタトシユキ）

郵便振替口座番号：00980-0-128119

加入者名：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

ほくぶ



相談室だより

自宅を出るとすぐ由良川が目に入ります。由良川に沿った国道を車で走ると広い田んぼに鷹の姿をたくさん見ることがあります。時たま羽の先が黒いコウノトリを見かけることもあります。稲の成長と共に周りの山々の自然の移ろいを眺めながら相談室へ向かいます。

KVSCに関わらせて頂いて、電話相談だけでなく研修の機会もあり有難く思っています。

ある研修で、講師の先生が「自立の反対は何だと思いますか」と参加者に投げかけられました。私はその時「依存」だと思いました。しかし講師の先生は「孤立です」と言われ、その説明をされました。私は思いをめぐらせました。多くの人は困ったり、悩んだりした時、誰かに相談します。私もその中の一人です。そのことが「依存」であり、人に頼ることによって新たな生きる何かを見つける可能性が出てくるということではないでしょうか。

電話相談も勇気を出してかけてこられた方の自立に向けた生き方のささやかな一歩につながればと思うこのごろです。

(H.I)

編集後記

今号の巻頭言は、当センター理事山本陽子氏です。氏は臨床心理士の視点から「被害者支援という仕事は、相互扶助ではないか」と、まず問い掛けています。そして、犯罪被害者が求める支援を展開するには、「誠実なボランティア、有益な支援員の育成」が不可欠であって、このためには「広報活動」の重要性を再認識すべきであると結んでいます。いかに整った制度があったとしてもそれを運用・適用していくのはあくまでも「人」であることに思いが至れば、氏の巻頭言にある言葉の一つひとつはあるべき被害者支援を考える際の指針となります。改めて、被害者支援に従事する者として心にきちんと刻んでおきたいと思います。

ホームページもご覧ください

<http://kvsc.kyoto.jp/>

発行者 公益社団法人
京都犯罪被害者
支援センター

理事長 山下俊幸

事務局 TEL & FAX 075-415-3008

E-mail k7830@kvsc.kyoto.jp

印刷 株式会社ティ・プラス

お願い：ご住所等、お届け内容に変更のあった方は、お手数ですが事務局までご一報くださいますようお願いいたします。